

2025 年度
「日系社会次世代育成研修（大学生招へいプログラム）」
募集要項

2025 年 1 月



独立行政法人国際協力機構（JICA）

目次

【研修の沿革及び目的】	2
【研修員】	2
1. 対象国および受入計画数	2
2. 研修概要	2
3. 応募資格要件	3
4. 所要経費	4
5. 応募書類	4
6. 応募書類の提出締切と提出方法	7
7. 受入決定	7
8. 研修員の資格取り消し	7
9. 帰国報告会	8
10. 施設利用	8
11. その他	8
【注意事項】	9
別紙	10

2025 年度
「日系次世代育成研修（大学生招へいプログラム）」
募集要項

【研修の沿革及び目的】

本研修は、中南米地域等への移住者の定着・安定のために移住者子孫教育として、2015（平成 27）年度から「日系社会次世代育成研修（大学生招へいプログラム）」として実施してきました。本研修では、日本人の海外移住の歴史に関する学習、その他各種研修を通じて自分たちのルーツ、日本の文化、習慣等を学んでもらい、日本に対する理解を深めることで、自らの日系人としてのアイデンティティを改めて意識すること、また、日系人リーダー像や専門性を高める方法を知ること、地域や日系社会への貢献を考えることで、研修の成果を基に、日系社会をリードする発信力のある人材を育成することを目的としています。

【研修員】

1. 対象国および受入計画数
 12 カ国 21 名

対象国	人数	対象国	人数
ブラジル	9 名	ドミニカ共和国	2 名※
アルゼンチン	2 名	ベネズエラ	
パラグアイ	2 名	ウルグアイ	
ペルー	2 名	チリ	
ボリビア	1 名	キューバ	
メキシコ	2 名		
コロンビア	1 名	合計	21 名

※ドミニカ共和国、ベネズエラ、ウルグアイ、チリ、キューバの 5 か国から 2 名の受入れ枠とする。

2. 研修概要

(1) 内容

	単元目標	研修内容（予定）
1	日本人の海外移住の歴史の理解、また自分のルーツを学ぶことを通じて、日系人としてのアイデンティティを涵養する。	・ 海外移住資料館等の見学。 ・ 移住に関する講義、ワークショップ ・ 各研修員のルーツを探る。 ・ 2 泊 3 日の研修旅行。 ・ 移住学習につながる事前課題等。
2	日本の文化、習慣を学び日本に対する理解を深めることを通じて、日系人と	・ 日本理解に関する講義、ワークショップ、視察見学等。

	してのアイデンティティを涵養する。	・ホームステイで日本の家庭生活を体験する。 ・2泊3日の研修旅行
3	日系人リーダー像や、各自の専門性を高める方法を知る。 地域や日系社会への貢献を考える。	・日系留学生や日系社会研修員との交流会。 ・日本の大学生との交流。 ・研修員の専門分野に分かれたグループ別のプログラムの実施。 ・地域の多文化共生活動現場見学等
4	自らの考えを発信する機会を持つことを通じて、日系社会をリードする発信力のある人材を育成する。	・例：日系社会での情報発信のアイデアディスカッション等 ・報告書作成。 ・講義、視察等を通じた学習成果及び帰国後将来の目標や計画の発表報告会。

【重要】実際の研修内容が上記から変更となる可能性があります。

(2) 研修期間（予定）：24 日間

2025 年 6 月 16 日（月）から 2025 年 7 月 9 日（水）

(3) 使用言語

英語/日本語

（講師が日本語で講義を行う場合は、英語の通訳を配置します。）

3. 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 海外移住者及び概ね日系 3 世までの海外移住者の子孫（※）であること。
※日本人移住者の血統を引く者を指します。
※事業対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。
- (2) 研修参加時点での年齢が 18 歳以上 30 歳以下であること。
- (3) 本事業対象国の高等教育機関（大学学部）に所属し、品行方正かつ将来の日系社会の発展に貢献するに十分な素質があると認められること
- (4) 自分のルーツや日本に対する理解を深めることに高い関心があること。
- (5) 日常会話レベルの日本語力を有すること。また、研修の講義を受講し、かつ議論に参加できるレベルの英語力を有すること。
- (6) 心身とも健康で、本邦での集団生活に耐えられること。
- (7) 来日から帰国まで JICA 指定の全日程に参加できること。
- (8) 親権者または保証人の同意が得られること。

4. 所要経費

規程に基づき次の経費を JICA が負担します。

- (1) 指定する経路の往復航空運賃（ただし、航空券の現物支給とし、現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担します。）
- (2) 本邦国際空港と宿泊施設間の移動に係る経費
- (3) 乗継のための第三国での宿泊に係る経費
※自国内移動の際に生じる宿泊に係る経費は自己負担です。
※乗継時間 6 時間未満の滞在は対象外です。
- (4) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中生活費（食費）は、規定に応じて来日後に日本円で支給します。
※日をまたがない 6 時間以上の第三国滞在は対象外です。

〈支給額〉

- 1) 本邦滞在中 生活費 2,200 円/日 ※朝食及び夕食費として
（ただし、現物支給されない日のみ現金支給とする。）
- 2) 第三国滞在中 生活費 4,000 円/日 ※朝食費、昼食費及び夕食費として
- (4) 本邦宿泊施設の利用料金
- (5) 海外旅行保険（往路・研修期間・復路に係る期間）
原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。
※本邦到着後、保険証（メディカルカード）を配付します。
研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。
但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。

〈留意事項〉

各国の国内線利用区間は保険対象外です。必要な場合は各自で加入してください。

- (6) 所外研修、大学での研修、研修旅行のために必要な交通費
- (7) 研修先に対する研修経費

5. 応募書類

応募書類は以下のとおりです。

- ・作成の際は、2025 年研修初日時点の情報を記入してください。
- ・JICA 様式を使用してください。

(1) JICA 様式

1) 身上書

(様式第 1 号)

- ・パソコン入力可
- ・氏名（日本語）：

この書類に書かれた氏名表記（漢字・ひらがな・カタカナ）にしたがって、短期

滞在査証の申請書類を作成しますので、自筆の場合は読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に記載の表記どおりに記入してください。漢字・ひらがな・カタカナのどの文字を用いるかについても、注意してください。

・氏名（アルファベット）：

この書類に書かれた氏名表記（アルファベット）にしたがって、航空券の予約の確認等を行います。自筆の場合は読みやすい字で、渡航時に使用する旅券に記載の表記どおりに記入してください。スペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無にも注意して記入してください。旅券と航空券の氏名表記が異なると、搭乗できなくなります。

※旅券をこれから申請する方は、**必ず旅券申請書に記入する氏名表記で記載してください。**旅券と査証、航空券の氏名表記が異なると、渡航できなくなりますので注意してください。

・国籍：渡航に使用する旅券に記載されている国籍を記載してください。

※国によって短期滞在査証が免除となる可能性があります。詳細については JICA 事務所からの指示に従ってください。

2) 誓約書

(様式第 2 号)

- ・応募者のサイン欄は、必ずご本人がサインしてください。
- ・親権者または保証人のサイン欄は、親権者または保証人自身が書いてください。

3) 病歴申告書

(様式第 3 号)

- ・パソコン入力可（署名は自筆）
- ・JICA 様式による自己申告です。合格者は、病歴申告書の記載内容によっては、医師の診断書の提出が必要になる場合があります。
- ・提出前に未回答項目や記入漏れがないか、確認してください。
- ・既往症、服薬中の薬、アレルギー等の持病も、必ず申告してください。
- ・現在治療を受けている疾患があれば、応募時に研修参加に支障がない旨の主治医の診断書も提出してください。
- ・既往症や服用中の薬、アレルギーがない場合も、記載内容によって主治医の診断書を提出していただく場合があります。
- ・研修期間中に既往症や持病が悪化した場合、国内医療機関受診時に発生する医療費は海外旅行保険適用外のため全額自己負担となります。
※本邦到着後、保険証（メディカルカード）を配付します。
研修中の傷病については保険が適用され、原則診療費の支払は生じません。
但し、既往症や歯科治療は保険適用外です。
- ・応募時以降に健康状態に変更が生じた場合は応募した各事務所へ必ず連絡してください。

※記入事項に虚偽があると判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

4) 小論文(「本研修の参加目的と計画」)

(様式第4号)

英語又は日本語で書いてください。

- ・パソコン入力可
- ・日本語の場合は、手書きも可。

※「本研修になぜ参加しようと思ったのか。どのような目標を持っているか。帰国後、本研修の経験をどのように活かしたいか。」について、日本語又は英語で書いてください。

5) 肖像権および個人情報使用承諾書

(様式第5号)

本研修期間中、JICA が契約するカメラマン又は委託先が、広報(各種報告書含む)用として写真及び動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、研修員が署名してください。

(2) 写真…2枚(データ可)※

最近6ヶ月以内に撮影したもの。(縦4.5cm×横3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏目に氏名・国名を記入)

※1枚は身上書に貼付け、もう1枚はデータで他の応募書類とともに提出してください。

(3) 所属日系団体からの推薦状

正本1通

※所属団体がない場合は提出不要ですが、応募を機会に近辺の日系団体とコンタクトを取っておくことが望ましいです。

(4) 大学在籍証明書※

正本又は写しの公正証書1通

(5) 大学の成績証明※

正本又は写しの公正証書1通

(6) 日本語能力試験認定書等の日本語能力に関する証明書

写し1通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

(7) TOEIC、TOEFL 等英語能力に関する証明書類

写し1通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

(8) 旅券の写し

5. (1) 1) 身上書に記載した、渡航時に使用する旅券の写しを提出してください。

① 既に旅券を所有している場合

査証や出入国記録が記されている全てのページを提出してください。

② 旅券を所有していない場合

JICA からの可否の通知を待つことなく直ちに旅券の取得手続きを開始してください。

※可否に関わらず、旅券取得経費については自己負担であることを説明願います。

※上記必要書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、またすべての書類が募集締切日（各国によって異なる）までに揃っていない場合は受理できません。

(8) 旅券の写し②に該当する応募者の方は、早急に手続きを始めてください。

(注) 提供された個人情報、①可否の判定、②研修受入の手続き、③事業実績の取りまとめ等に利用します。

6. 応募書類の提出締切と提出方法

(1) 応募書類の提出締切

JICA 事務所の選考スケジュールに従い提出してください。

(2) 提出方法

JICA 事務所の指定の方法で提出してください。

7. 受入決定

応募書類を基に JICA 横浜にて最終選考を行い、合格通知を発出します。その後、外務省の短期滞在査証発給審査を行います。

8. 研修員の資格取り消し

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがあります。この場合、(6) および (8) の事項を除き帰国に必要な経費は研修員の自己負担とします。

- (1) JICA の規則、指示および決定に従わなかったとき
- (2) 研修先の規則に違反した場合
- (3) 日本国の法令に違反した場合
- (4) 本人の故意、重大な過失または怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき
- (5) 本人の都合により研修を中断したとき
- (6) 心身の著しい障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき
- (7) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (8) その他 JICA がやむをえないと認める事由があるとき

9. 帰国報告会

研修員は帰国後、居住地近隣の日系団体等（日本人・日系人協会、各都道府県人会等）で報告会を行うことが義務付けられています。帰国報告会の実施及びその報告書を在外事務所担当者に提出してください。報告書の様式は JICA 事務所から手交されます。

※報告会は、研修員が体験したことについて、日系団体等に共有するとともに本事業の広報の目的としても位置づけています。

(1) 提出締切と提出方法

在外事務所のスケジュールに従い提出してください。

(2) 提出方法

各在外事務所の指定の方法で提出してください。

10. 施設利用

研修プログラムは JICA 横浜の周辺施設にて実施されることがあります。

11. その他

感染症や災害発生等により、研修プログラムの変更、または来日中止となることがあります。

【注意事項】

1. 研修参加にあたって

- (1) 感染症や災害発生等により、研修プログラムの変更または来日が中止となる可能性があります。
- (2) 家族の同伴は認められません。
- (3) 滞在延長や帰路変更は、研修員の自己負担であっても認められません。研修終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国してください。

2. 渡航準備

(1) 旅券

旅券を所持していない場合は、早急に申請手続きを開始するようにしてください。合格の連絡を受けてから旅券取得手続きを開始すると、査証取得が間に合わないおそれがあります。

※日本旅券を申請する場合には、戸籍謄本の取得等に時間を要します。

(2) 査証

※査証は、日本の外務省で審査が行われた後、居住国の日本領事館に申請し、発給されます。国によっては短期滞在査証が免除される場合がありますので、JICA 事務所の指示に従ってください

※身上書には、渡航時に使用するパスポートに記載の国籍を記載するようにしてください。

(3) その他必要書類

1) 身分証明書等

日本旅券で渡航する研修員は、居住国における身分証明書等、在住国に居住していることを示す書類を、念のため持参してください。（原本の持参が難しい場合には写しを持参してください。）

帰国時、見かけ上、日本人が片道航空券で居住国に渡航するようにも見えるため、帰路空港でのチェックイン時に航空会社から、当該研修員が貴国に居住している（永住権・定住権等がある）ことを示す書類の提示を求められるケースがあります。

2) 出国承諾書等

居住国や経由する国によって査証以外の必要書類（未成年者の渡航に対する親権者の承諾書等）が要求されることがあります。

4. 滞在中及び帰国時

- ・ JICA 横浜宿泊棟が利用できない場合、周辺の宿泊施設に宿泊します。
- ・ JICA 横浜セミナールームが利用できない場合、研修プログラムは周辺施設で実施し

ます。

以上

別紙：「日系社会次世代育成研修（大学生招へいプログラム）」応募書類様式

- (1) 身上書（様式第 1 号）
- (2) 誓約書（様式第 2 号）
- (3) 病歴申告書（様式第 3 号）
- (4) 小論文「本研修の参加目的と計画」（様式第 4 号）
- (5) 肖像権および個人情報使用承諾書（様式 5 号）